

# 入札公告

令和8年度こうち留学ホームページ運用保守等委託業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第7条の規定により公告します。

入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び業務実績証明書（様式2）、入札公告2（6）ウに該当する場合は、それを証明するもの（証明するものがない場合は、申出書（様式3））（以下「申請書等」という。）を作成してください。

令和8年3月3日

高知県教育長 今城 純子

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務名

令和8年度こうち留学ホームページ運用保守等委託業務

### (2) 業務内容

別添 仕様書のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、3により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この委託業務の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 3によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月26日高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加の資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の（9）に該当しないこと。
- (5) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規定第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 次のア～ウのいずれか1に該当すること。
  - ア 高知県内に本店を有する者
  - イ 高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体

ウ 高知県外に本店を有する支店であって、本支店の総従業員の過半数が県内で就業する事業者

### 3 入札参加方法等

この委託業務の入札に参加を希望する者は、提出期限までに申請書等を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この委託業務の入札に参加することができる。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受付をしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

入札参加資格の有無については、令和8年3月19日（木）までに申請者に電子メールにより通知する。

#### (1) 申請書等の様式

高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

<アドレス> <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311801/>

#### (2) 申請書等の提出

ア 提出部数 各1部（様式1及び様式2、2（6）ウに該当する場合は、それを証明するもの（証明するものがない場合は、申出書（様式3））

イ 提出期限 令和8年3月16日（月）午後1時00分必着

ウ 提出場所 〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号  
高知県教育委員会事務局高等学校振興課（西庁舎2階）

エ 提出方法 直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）

### 4 質疑事項

(1) 質疑事項がある場合には、質疑書（様式4）により、電子メールに添付のうえ、高知県教育委員会事務局高等学校振興課のメールアドレスに送付すること。FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

<メールアドレス> [311801@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:311801@ken.pref.kochi.lg.jp)

(2) 質疑書の提出時には、必ず送付した旨を電話で高知県教育委員会事務局高等学校振興課担当者に伝えること。

(3) 提出期限 令和8年3月9日（月）午後5時00分

(4) 回答期限 令和8年3月12日（木）

(5) 回答方法 高知県教育委員会事務局高等学校振興課のホームページに掲載する。

<アドレス> <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311801/>

### 5 入札に関する事項

(1) 入札予定日時 令和8年3月26日（木）午前9時00分

(2) 入札予定場所 〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号  
高知県教育委員会事務局高等学校振興課

(3) 入札方法 郵便による入札

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は内封筒に入れ、密封・封印し、内封筒の表面に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、執行日（令和8年3月26日）、入札件名（令和8年度こうち留学ホームページ運用保守等委託業務）を記載のうえ、その封筒をさらに封筒に入れて封かんし、「入札書在中」及び「親展」の文言を記載し、一般書留又は簡易書留により提出すること。

また、再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れ密封・封印し、封筒の表面には各々前記必要事項のほか、「初度入札」、「第2回入札」、「第3

回入札」と記載すること。

なお、電子メール、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 提出期限 令和8年3月26日（木）午前9時00分必着

ウ 提出先 〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県教育委員会事務局高等学校振興課 魅力化推進担当

#### (5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、同価格の者が二者以上あるときは、くじ引きにより決定する。入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札に付し、2回の再度入札でなお予定価格を超える場合は、最低価格の者から順次交渉のうえ、予定価格の範囲内の金額を見積もった者と随意契約を行う。

#### (6) その他入札に関する事項

入札心得による。

### 6 入札書の押印省略

押印省略時の必要事項については、以下のとおりとする。

- (1) 押印を省略した入札書に誤りがあった場合、訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。
- (2) 入札書の押印を省略する場合は、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。
- (3) 入札書の押印を省略した場合、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない又は記載内容が不明瞭で判別できない入札書は無効とする。
- (4) 開札時に、電話により責任者又は担当者の在籍確認が行えなかった入札書は無効とするため、入札予定日時（令和8年3月26日（木）午前9時00分～午前10時00分）には「8 入札実施機関」からの連絡を受けられる体制としておくこと。

### 7 契約に関する事項

#### (1) 契約保証金

規則第39条及び第40条の規定による。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 契約条項

別添 契約書（案）のとおり

#### (4) 契約の締結

落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規定第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (5) 落札者は高知県が別途通知する日までに契約書に記名押印し、提出すること。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約の証として契約内容を記載した電磁的記録を作成し、高知県及び受託者が電子署名を行うものとする。

### 8 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県教育委員会事務局高等学校振興課 魅力化推進担当

電話番号 088-821-4542

FAX番号 088-821-4720

## 9 その他事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付すること。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。
- (3) 最低制限価格の有無  
無
- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、押印を省略した入札書にあっては、入札書に記載された責任者又は担当者の在籍確認が電話により行えなかった入札、その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無  
無
- (7) 入札参加者は、入札心得を了知すること。
- (8) 提出された申請書等は返却しない。
- (9) 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等を無効とする。
- (10) 提出された申請書等については、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。
- (11) 入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (12) 入札等に関して当該入札公告に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則等の定めによる。
- (13) 令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続きについて停止等を行うことがある。